

入札公告

委託業務について、次のとおり公募型指名競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第22条において準用する同規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年2月10日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 内藤 和世

1 入札に付する事項

(1) 案件名称

京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 契約条件

仕様書のとおり

(5) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿（物品関係）に搭載されていること。
- (2) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 京都市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
- (4) 京都市長から、廃棄物処理法に基づく事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者。
- (5) 京都市長から、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、廃プラスチック類、ガラスくず及び金属くずが含まれている者。

3 入札手続き

- (1) 入札参加申込書の提出
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、上記入札に参加する者に必要な資格を有することを証する書類として、許可証の写しを期日までに提出すること。審査結果については、口頭により通知するものとする。

(3) 入札参加申込書の交付及び提出期間

公告の日から平成26年2月20日（木）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出期間

公告の日から平成26年2月20日（木）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(5) 指名競争入札通知書及び入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に指名競争入札参加資格があるものと認められるときは、指名競争入札通知書及び入札書を交付する。

(6) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求められることができる。

イ 3(6)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、3(2)の規定による通知を受けた日から平成26年2月25日（火）午後5時までの間に、書面を3(7)の場所へ持参し提出しなければならない。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

理事長は、書面の提出があったときは、書面による回答を発送する。

(7) 入札参加申込書の交付及び提出並びに入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院事務部整備運営課施設係

（電話 075-311-5311 内線2564）

4 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時

平成26年2月27日（木）午後1時45分

(2) 場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院本館5階会議室

(3) 入札及び開札方法

入札書は封筒に入れ、封印して持参すること。入札終了後、直ちに開札を行い、落札予定者を決定することとする。

5 入札予定価格

金 5, 300, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

契約金額は、入札金額に100分の108を乗じた金額とする。

6 落札決定日

- (1) 落札決定日は、平成26年3月6日（木）とする。落札者に対しては、落札した旨を落札決定日に電話にて通知する。落札者以外の入札参加者に対しては、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。
- (2) 落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に、その理由について説明を求められることができる。回答は、口頭により行う。

7 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を地方独立行政法人京都市立病院機構に請求することはできない。

8 その他

- (1) 仕様書等に定める内容を適正に履行することができ、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者予定者とする。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

平成26年度

「京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務」

委託仕様書

京都市立病院理念

信頼され、安心できる、心のこもった医療を市民に提供します。

京都市立病院憲章

京都市立病院は、市民の健康を支える病院として、

- 患者中心の医療サービスを提供します。
- 倫理・知識・技術に支えられたチーム医療を進めます。
- 地域の医療機関との緊密な連携を図ります。
- 働きがいのある職場づくりを目指します。
- 健全で自立した病院経営に努めます。

地方独立行政法人京都市立病院機構

「京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務」委託仕様書

第1章 総則

1 委託業務名称

京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務

2 業務場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

3 委託業務期間（又は契約期間）

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 趣旨

本書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「法人」という。）が運営する京都市立病院における「京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務」の仕様書である。業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、及び地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程を遵守するとともに、本仕様書に基づき業務の遂行にあたること。

5 用語の定義

- (1) 監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務部整備運営課に所属する職員をいう。
- (2) 検査員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第47条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務部整備運営課長をいう。

第2章 委託事項

1 業務概要

法人（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対し、京都市立病院から発生する、以下に示す廃棄物を当院にて収集し、運搬し、処理先へ搬入する業務を委託する。

(1) 一般廃棄物

廃棄物の種類	業務内容	処 理 先
一般廃棄物	収集・運搬	京都市クリーンセンター
食品残渣等廃棄物	収集・運搬	京都市クリーンセンター

(2) 産業廃棄物

廃棄物の種類	業務内容	処 理 先
紙類（古紙，機密文書，シュレッダー紙くず）	収集・運搬	リサイクル業者

ガラスくず	収集・運搬	リサイクル業者
金属くず	収集・運搬	リサイクル業者
混載ごみ（コンテナ，大型）	収集・運搬	別途契約の処理業者

2 事業範囲等

乙は、業務の着手に先立ち、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し確認を受けること。なお、許可事項に変更があった時は、乙はすみやかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

3 排出予定量

別表第1による。

4 実施方法

(1) 一般廃棄物

次表に示す項目・回数により収集・運搬を行う。

廃棄物の種別	頻度・回数	収集日	収集時間
一般廃棄物	毎日1回以上	日曜日を除く	12:00～15:00
食品残渣等廃棄物	毎日1回以上	土日祝を含む毎日	(1)イのとおり

ア 一般廃棄物

乙は、一般廃棄物について、甲の指定場所（新館北西側 廃棄物集積場）において廃棄物の収集を行い敷地外へ運搬のうえ、京都市環境政策局所管のクリーンセンターで処分すること。

イ 食品残渣等廃棄物

乙は食品残渣等廃棄物について、甲の指定場所（新館地下1階 栄養科生ごみ処理室）において、廃棄物冷蔵庫内の廃棄物の収集を行い敷地外へ運搬のうえ、京都市環境政策局所管のクリーンセンターで処分すること。

なお、収集・運搬は毎日（土、日、祝日を含む。）1回以上行うこと。収集時間は13:00～14:00とする。

(2) 産業廃棄物

次表に示す項目・回数により収集・運搬を行う。

廃棄物の種別	頻度・回数	処理方法	収集時間
紙類（機密文書）	年間8回程度	リサイクル	平日 13:00～15:00
紙類（古紙）	毎週2回以上	リサイクル	
紙類（シュレッター）	毎週3回以上	リサイクル	
ガラスくず	毎月1回以上	リサイクル	
金属くず	年間4回程度	リサイクル	平日 13:00～15:00
混載ごみ（コンテナ）	年間4回程度	中間処理	
混載ごみ（大型ごみ）	年間6回程度	中間処理	平日 13:00～15:00

ア 紙類（機密書類）

乙は、院内において発生した機密書類を甲の指示により（年間8回程度）収集・運搬

すること。収集した機密書類は、溶解処理・リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書と溶解証明書を甲に提出すること。

イ 紙類（古紙）

乙は、院内において発生した紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）について、毎週2回以上収集・運搬すること。収集した紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）は、リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書と各紙類の明細を甲に提出すること。

ウ 紙類（シュレッダー）

乙は、院内において発生した紙類（シュレッダーくず）について、毎週3回以上収集・運搬すること。収集した紙類（シュレッダーくず）は、リサイクルができる施設に搬入し、その排出量、計量証明書と溶解証明書を甲に提出すること。

エ ガラスくず

乙は、院内において発生したガラスくずを、毎月1回以上、収集・運搬すること。ガラスくずの処理は、リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書を甲に提出すること。

乙は、ガラスくず投入用容器（数個のドラム缶を想定している。）を指定場所に常時設置し、容器容量を超えないように収集すること。

オ 金属くず

乙は、院内において発生した金属くずを、甲の指示により（年間4回程度）収集・運搬すること。収集した金属くずは、リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書を甲に提出すること。

小型金属くず専用容器（2 t（4 m³）程度のコンテナを想定している。）を京都市立病院敷地内の指定場所に常時設置し、容器容量を超えないように収集すること。

カ 混載ごみ（コンテナ）

乙は、院内において発生した混載ごみを、甲の指示により（年間4回程度）収集・運搬すること。収集した混載ごみは、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町78番地 光アスコン株）まで運搬すること。

混載ごみ専用容器（2 t（4 m³）程度のコンテナを想定している。）を京都市立病院敷地内の指定場所に常時設置し、容器容量を超えないように収集すること。

キ 混載ごみ（大型ごみ）

乙は、院内において発生した混載ごみ（大型ごみ）を、甲の指示により（年間6回程度）収集・運搬すること。収集した混載ごみ（大型ごみ）は、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町78番地 光アスコン株）まで運搬すること。

5 委託料

甲は乙の請求により、業務が終了した当該期間の委託料を支払う。

支払いは、1箇月単位（月の大小による日数の多少は考慮しない）とし、契約金額の1/2等分の1（千円未満は切捨て、最終月に加算配分する。）とする。

年度の途中で契約の解除となった場合は、遂行した業務量により支払済の金額を含め再計算を行い、総支払い金額を算出して残額を支払うものとする。

6 一般事項

- (1) 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議する。
- (2) 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合、監督職員と協議する。

7 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施に先立ち、収集場所の現況及び仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底する。
- (2) 業務実施中異常を認めたとときで、緊急を要する場合は、速やかに監督職員に報告する。
- (3) 病院敷地内への車両の乗り入れ、積込みに際しては、弱者施設であることを充分考慮し細心の注意をはらい作業を行うこと。
- (4) 乙が、第2章第1項に示す業務を行うにあたり必要とされる手数料等の諸費用については、すべて本契約に含むものとする。

8 業務の報告

乙は、甲から委託された運搬業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、マニフェストの交付されたものについては、マニフェストの返送をもって報告書に代えることができる。

9 契約の解除

乙の義務違反により甲が解除した場合は、乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬・処理の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

10 契約解除等の場合の賠償

契約の解除等により乙に生じる損害について、甲はその損害を賠償しない。

11 再委託の禁止

- (1) 乙は、甲から委託された業務の一部又は全部について、他の者に再委託することはできない。
- (2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

12 部分再委託について

- (1) 乙は、本契約に係る履行の一部を再委託しようとするときは、再委託の状況について、事前に甲に「承諾申請書」を提出のうえ承諾を得なければならない。
- (2) 前号によらず、本仕様書に特記したものについては、再委託することは出来ない。

13 疑義・その他

- (1) 業務上知り得たことについては、契約期間の内外を問わず、甲の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。特に患者様等に係る個人情報については、言動を慎むこと。
- (2) 契約締結後、乙は速やかに前項に係る誓約書を提出すること。
- (3) 乙の取扱不備・操作不良等により甲の施設を損傷させたときは、乙の責任において原状に復旧すること。
- (4) 本業務を遂行するにあたり乙の責に帰する理由により、第三者の工作物・人畜等に損害を与えたときは、甲はその責任を負わない。乙は、その責任において一切を解決し、その賠償をしなければならない。また、派遣作業員の負傷についても同様とする。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

14 別途契約

本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。

別表第1

廃棄物の種類	廃棄物の排出予定量
一般廃棄物	約150,000 ^{リットル} ／月
食品残渣等廃棄物	約9,000 ^{リットル} ／月
紙類（機密文書）	4 tトラック×15台／年
紙類（古紙）	約4,000kg／月
紙類（シュレッダー）	約1,300kg／月
ガラスくず	約300 ^{リットル} ／月
金属くず	約10,000kg／年
混載ごみ（コンテナ）	約10,000 ^{リットル} ／年
混載ごみ（大型ごみ）	約10,000kg／年

* 廃棄物の排出量は、過去の実績による平均的な数値であり増減する場合がある。

入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人
京都市立病院機構 理事長

住所

商号 (法人の場合は名称)

氏名 (法人の場合は代表者の職・氏名)

下記の入札案件に係る指名競争入札に参加を申し込みします。

記

1 入札案件

京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務

2 入札期日

平成26年2月27日(木) 午後1時45分

3 担当者名

4 連絡先

TEL

FAX